

山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

令和2年2月13日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、会計年度任用職員（以下「職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

2 前項の規定により書面を交付する場合において、当該職員の所在が知れないときは、書面に記載された内容を山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年形広連条例第1号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示することをもって書面の交付に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、書面が当該職員に交付されたものとみなす。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。